

省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について（概要）

1. 背景

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）により、省エネ法の地方分権については、「関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与の在り方について、平成 27 年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされているが、最終的な現在の検討の結論は以下のとおりとしたい。

2. これまでの省エネルギー小委員会等における議論

（1）第 13 回省エネ小委における主な御指摘

- ①地方側でも、責任ある執行体制を構築できることが重要。
- ②省エネ法の執行に地域性があるはず、全国的に整合的・統一的な運用を担保することが重要。

（2）省エネ小委取りまとめ（第 15 回省エネ小委）

今後整理が必要な事項として下記事項について検討を進めていくこととなった。

（今後検討が必要な事項）

- ・ 執行体制の構築
- ・ 人材の確保
- ・ 措置の公平性
- ・ 情報の取り扱い（目的外使用の禁止等）
- ・ 国における関与（並行権限の保持）

（3）第 2 回工場等判断基準WG

上記の検討が必要な事項について、関係自治体のスタンスを確認し、その結果を報告。

特に「措置の公平性」については、第 13 回の省エネ小委でも、省エネ法の執行が自治体独自の裁量や判断による運用となることに強い危惧の声があり、措置の公平性を担保するには国の執行と一体となって行われることが必要であるとの方向性について改めて報告し、工場WGの委員の了解を得た。

4. 結論

上記議論も踏まえ、内閣府や総務省等の関係省庁との調整を行った結果、「措置の公平性」を担保するために必要な「国の並行権限の保持」が見込めず、全国的に整合的・統一的な運用が担保できないことから、現時点では省エネ法に係る業務の権限移譲は困難と判断される。

5. 地方自治体との連携の在り方

省エネ小委において意見のあった、地方自治体によるきめ細やかな法執行の観点から、地方自治体の責務として省エネ法 85 条で規定されている教育活動等における配慮に基づく範囲において、情報の提供を行う。

省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について

1. これまでの省エネルギー小委員会における議論

第 13 回省エネ小委における議論において様々なご意見を頂いたところ、特に①地方側でも、責任ある執行体制を構築できること、②省エネ法の執行に地域性があるはず、全国的に整合的・統一的な運用を担保することが重要との指摘を受けた。こちらを踏まえ、平成 27 年 8 月 7 日にセットされた省エネ小委とりまとめで、今後整理が必要な事項として下記について検討を進めていくこととなった（参考資料 2 - 5 - 2 参照）。

【省エネルギー小委員会取りまとめ 抜粋】

（今後検討が必要な事項）

- ・ 執行体制の構築
- ・ 人材の確保
- ・ 措置の公平性
- ・ 情報の取り扱い（目的外使用の禁止等）
- ・ 国における関与（並行権限の保持）

2. 地方自治体等との調整状況等

(1) 上記の取りまとめで整理が必要とされた内容について、提案団体である九州地方知事会と神奈川県に対し平成 27 年 8 月 3 日に質問表を送付し、8 月 12 日に回答を頂いた（参考資料 2 - 5 - 3 参照）。

回答の内容を整理すると以下のとおり。また、これらの対応に必要な予算については、国の権限移譲により浮いた事務分の予算・金額を地方自治体に配分・手当てする旨の回答があった。

- ① 執行体制の構築については、両自治体ともに、業務実行に必要な組織・人材の確保等を行い体制構築を検討していく考え。
- ② 人材の確保については、既存の温対条例担当人材との併用でエネルギー管理士等の資格を有する職員を配置することや、非常勤職員の採用などの取組を行う考え。なお、当該職員を国の研修や会議等に参加させる旨を回答。
- ③ 措置の公平性については、国が地方自治体にマニュアル等の資料を提供したり（両自治体）、県の担当職員を国の研修や会議等に参加させる（九州地方知事会）ことにより確保できる旨を回答。
- ④ 情報の取り扱いについては、両自治体ともに情報管理規程等を策定しており、セキュリティ保持に取り組むとしている。なお、神奈川県では、省エネ法に基づく指導と温対条例に基づく指導等を一体的に行う旨を回答。
- ⑤ 国における関与については、九州地方知事会は国の並行権限を認めるとしており、

神奈川県は並行権限について言及なし。

- (2) 本件については、地方分権改革の勧告（平成8年）や地方分権推進計画（平成10年）、平成11年の地方分権一括法の附則第250条の規定、参議院の附帯決議（平成11年）、法定受託事務のメルクマール（平成10年）、地方自治法を所管する総務省から考え方を聴取した結果を踏まえて判断すると、新たな法定受託事務の追加は極めてハードルが高く、省エネ法において国の並行権限を認めるための理由は見当たらないことから並行権限の保持は困難と考えられる（参考資料2-5-4、2-5-5参照）。

3. 検討事項の評価・整理

省エネ小委において今後整理が必要とされた5項目に対する地方自治体からの回答のうち、「執行体制の構築」及び「人材の確保」については、必要な予算は国の権限移譲により浮いた事務分の予算・金額を地方自治体に配分・手当てする前提で、関係自治体から必要な取組を行うとの回答が得られた。

「情報の取り扱い」については、セキュリティ保持について回答を得たものの、省エネ法に基づき取得した情報の目的外使用を行うとも受け取れる回答があり、法目的に基づいた情報の取扱についての検討及び確認を要する内容であった。

「措置の公平性」については、全国知事会に提案頂いている手挙げ方式で権限移譲が行われた場合、国のマニュアル等や研修・会議等を活用する旨の回答を得ているところ。省エネ小委でも省エネ法の執行が自治体独自の裁量や判断による運用となることに強い危惧の声があり、措置の公平性を担保するには国の執行と一体となることが必要であるとして議論の方向性が示されている。しかし、国の並行権限の保持は2.(2)に記述したとおり困難な状況であり、今回の回答では問題解決を担保するには至っていない。

(注1) 平成20年度に省エネ法の規制対象が事業所単位規制から事業者単位規制に変わった趣旨が、部分最適を目指すことが必ずしも全体最適とはならないということであることを考慮すると、都道府県をまたがって事業所を有する事業者も対象となる省エネ法においては、全国的に整合的・統一的な省エネ法の執行を担保することが必要との指摘を頂いている。（参考資料2-5-6参照）

(注2) 措置の公平性については、国のマニュアル等や研修・会議等の活用のみならず、立入検査等の一部法執行に必要な技能の習得と実施方法の平準化について、実際の現場における技能交流等が必要であるため、「国の並行権限の保持」により必要に応じて地方自治体との合同検査等を行うことも必要と考えられる。

4. 結論（案）

上述のとおり、整理が必要とされた5項目について検討したところ。「措置の公平性」

を担保するために必要な「国の並行権限の保持」が見込めないと考えられることから、5項目を全て満足する内容に至っておらず、全国的に整合的・統一的な運用が担保できないと判断する。

こうした審議会での議論に加え、内閣府や総務省等の関係省庁との調整等の結果も勘案すれば、現時点では省エネ法に係る業務の権限移譲は困難である。

5. 地方自治体との連携の在り方

省エネ小委において意見のあった、地方自治体によるきめ細やかな法執行の観点から、地方自治体の責務として省エネ法 85 条で規定されている教育活動等における配慮に基づく範囲において、提供可能な情報の提供を行う（参考資料 2－5－7 参照）。

今後、上記の提供内容については、自治体からの要望内容（参考資料 2－5－8 参照）も考慮しつつ、引き続き、目的外使用の禁止等の検討事項を踏まえて対応方法を検討していく。

省エネルギー小委員会 取りまとめ（抜粋）

2. 各部門における状況認識と必要な措置

2. 1 産業部門における必要な措置

（7）省エネ法に係る国と地方の権限の在り方について

① 小委員会での意見

- ・一部のみに委譲すると、透明性や公平性の担保が難しいように思う。民間も入った形での慎重な検討が必要。
- ・定期報告の評価フローを明確化したように、全国的に整合的・統一的な運用を担保しなければ、移譲は難しいのではないか。
- ・国と情報共有して、地方固有の施策に生かすのは良いと思う。一方、省エネ法に基づく措置が部分的になると、例えば地方が指導しても従わない者に対して、更なる法執行を行うときには国が出て行くという混乱が生じる可能性がある。例えば訴訟が起きたときに誰が責任持った対応をするのかという問題もある。
- ・同じ業種の中でも都道府県と国の執行で差ができれば、競争上の問題が生じる。
- ・エネルギー使用量などのデータを地方に共有して、きめ細かな指導を行うというのは賛成。ただし、定期報告書のデータの公開については、不開示という最高裁の判例もあり、これとの整合性を確保した上で、具体の措置を検討すべき。
- ・権限委譲を希望する自治体に限定しないと、体制に余裕がないところなどは、いい加減にやってしまう可能性がある。
- ・省エネ法の地方への権限委譲は、3つの観点から産業界の省エネ行動を阻害すると懸念する。1つ目が自治体によって省エネ政策の強度に差が出て、競争上の問題が生じること、2つ目が、複数地域にまたがって生産する事業者の場合、生産が集中する自治体では増エネとなっても、日本全体では省エネになることがあり、部分最適を目指すことが必ずしも全体最適とはならない点、3つ目が二重行政による事業者への負荷。慎重な対応をとるべき。

② 小委員会での意見を踏まえ、既に講じた措置

本委員会での議論も踏まえ、関係者と事務的な相談を開始。

③ 今後必要な措置

（今後の検討の在り方）

省エネ法の特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査の権限の地方自治体への委譲を検討するにあたっては、地方自治体によるきめ細やかな指導といったメリットを出しつつも、省エネ法の法目的の達成に遺漏なきよう、法執行の全国的な統一性・整合性のある運用と共に、そのための都道府県における実施体制等の確保の在り方についても十分な整理が必要である。

加えて、企業秘密を内包する省エネ法届出情報の厳格な管理の担保と目的外使用の禁止等の問題については、都道府県等における情報管理の在り方について十分な検討が必要である。今後、

これまでの検討を踏まえて、下記の点について整理すべく、都道府県等や関係者と検討を進めていくべきである。

(今後整理が必要な事項)

- ・ 執行体制の構築
- ・ 人材の確保
- ・ 措置の公平性
- ・ 情報の取り扱い（目的外使用の禁止等）
- ・ 国における関与（並行権限の保持）

地方自治体への質問項目と回答

	質問内容	九州知事会の回答	神奈川県への回答
執行体制の構築	【質問①】法執行に係る業務及び法執行を希望する自治体で当該業務を行う場合には都道府県ごとに執行体制を構築する必要がある。希望自治体は組織や人材、予算等について、責任ある執行体制を構築した上で業務を開始するという理解でよろしいか。	移譲される事務権限、業務量に対応した執行体制を検討していく考え。	業務執行に必要な組織、人材、予算の確保は行うが、これに必要な財源は、当該業務の国から都道府県への移譲と同時に、国から都道府県に当然移譲されるものと考えている。
	【質問②】都道府県において責任ある執行体制を構築するために、どのような資格・能力を有する人材を何名確保する予定か。また、その人材が当該業務を行う業務量はどの程度を想定しているか。	相応の専門知識を有する職種の確保は必要と認識している。しかしながら、移譲の対象である、一の都道府県の区域内にしか事業所がない特定事業者数が現時点では把握できていないことから、特に業務量は算定していない。	本県は、地球温暖化対策のため、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」を施行している。この業務のため、エネルギー管理士の資格を有する職員を4名雇用している。この職員を業務に従事させる予定。 また、当該業務を行う業務量については、神奈川県内における当該業務の業務量がわからないので具体的に回答できないが、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」での業務と併せて効率的に行う予定である。
人材の確保	【質問③】必要とされる知見を得るとともに、特に判断基準を理解するために、どのような教育プログラムを都道府県において組む予定か。	県単独で教育プログラムを組むことは困難である。国の教育プログラムに参加させていただき、実務・知識ともに高度な知見を持った人材を育成に努めていく考え。	質問②で回答したように、本県はエネルギー管理士の資格を有する職員を雇用しているので、その職員に国が主催する研修・会議等に出席させる予定。
	【質問④】質問③に加え、法執行実施件数が少ない中で、どのようにして高度な知識と実務経験を備えた人材を確保するのか。また、希望自治体または都道府県全てに、実務・知識ともに高度な知見をもった人材を確保するという理解でよろしいか。	経済産業局では非常勤職員の任用も活用されているようであり、そのような取組みも参考とさせていただきながら、必要な人材を確保していく考え。	本県は既に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」に係る業務のため、エネルギー管理士の資格を有する職員を雇用している。 希望自治体または都道府県全てが、実務・知識ともに高度な知見をもった人材を確保することは当然であると考えている。
措置の公平性	【質問⑤】こういった懸念点を踏まえて、全国的に公平な法執行を行う必要があるが、法執行を行うまでの評価・作業・調整フローの中で、どのような手段で公平性を確保することを想定しているか。	公平性を確保する手段として、移譲事務を第1号法定受託事務とし、処理基準を定めて事務の統一性を図ってはどうか。さらに、貴職から移譲に際して、事務処理マニュアル的なものを御提示していただくと、円滑な引継ぎやその後の公平な法執行が可能となるのではないかと考えている。	権限移譲にあたって、国が、統一的な基準・マニュアルを作成し、都道府県は、業務執行に必要な条例・規則・基準等の制定をすることで、公平性を確保できると考えている。
	【質問⑥】現在構築しようとしている体制等を鑑みて、都道府県間や国と都道府県との間でばらつきが生じないように、どのような対応を講ずるべきかと考えるか。	また、人材の確保のところで、お示しいただいているように、県の担当職員を、国主催の①エネルギー担当者研修、②地方局間会議、③担当者会議に派遣。その他にも必要に応じて不定期で会議に派遣し、国と同様のスキルを習得させていきたい考え。	質問⑤の回答と同じ。

	<p>【質問⑦】セキュリティ保持のためにどのような対策を行うか。十分な内規があるか、その内規はどのような検討手続きを経ているか、内規が実行されていることをどのように担保しているか。また、漏洩時の対応・責任はどのように行うつもりか。</p>	<p>貴省で構築しているデータベースに接続する専用システムを県が設置するのであれば、本県が保有する情報資産(情報システム及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びに情報システムで取り扱う全てのデータ)に該当する。この場合は、「福岡県情報セキュリティ基本方針」及び「福岡県情報セキュリティ対策基準」(別添)に基づき、御指摘のような点について必要対策を行っていく考え。</p>	<p>・セキュリティ保持のための対策、内規 本県が保有する情報資産を情報漏えいなどから守るための統一的な考え方や指針、基準をまとめた、「神奈川県情報セキュリティポリシー」を有している(平成15年4月施行)。これは、副知事をトップとする本県の幹部職員で構成する庁内会議である「神奈川県高度情報化推進会議」で検討し、策定されたものである。 また、毎年度、情報担当部局(政策局情報企画部情報システム課)が、各所属を対象とした「情報セキュリティ監査」や、職員向けの「情報セキュリティ研修」を実施するとともに、庁内の情報システム、コンピューター、ネットワークのセキュリティに必要な予算を確保し、物理的にもセキュリティ保持のための対策を行っている ・漏洩時の対応、責任 漏洩の内容等に応じて、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行う。</p>
<p>情報の取扱</p>	<p>【質問⑧】当省で構築しているデータベースに接続するには専用システムを設置する必要があるが、必要なコストをかけて対応するという理解でよろしいか。</p>	<p>必要なコストをかけて対応するにあたっては、国から、相応の財源の措置をお願いしたい。</p>	<p>8月3日付「地方分権改革推進室への回答」にある、「情報管理の方法はアクセス権限を与えられた職員が専用システムにアクセスすることに限定される訳ではありませんが、必要なコストをかけて当省と同程度の情報セキュリティ対策を行っていただきたい」については、回答⑦のとおり、必要な情報セキュリティ対策を行っていること認識している。 また、専用システム設置に予算が必要な場合にも、質問①の回答と同じく、これに必要な財源は、当該業務の国から都道府県への移譲と同時に、国から都道府県に当然移譲されるものと考えている。</p>
	<p>【質問⑨】省エネ法定期報告のデータをどのように扱うつもりか。省エネ法に基づき取得した情報は法に定める目的外使用はできない。温対条例で得たデータと併せて温帯条例に基づく指導等の措置に使用することはないという理解でよろしいか。</p>	<p>本県では「温対条例」はなく、御指摘の懸念はございません。</p>	<p>省エネ法に基づき取得した情報のうち、個人情報については、行政機関個人情報保護法第8条に基づき、一定の場合を除いて、法で定める目的以外の使用はできないものと考えているが、運用上、一の事業者に対して、事業所等の現場において、口頭で省エネ法での指導と併せて温対条例に基づく指導を行う場合は十分考えられ、むしろ、指導する自治体にとっても、指導される事業者にとっても、そちらの方が効率的である。そのような場合、一体的な指導を現場で行うことにより、実態上、温対条例に基づく指導と省エネ法に基づく指導とが密接不可分になる場合があることはあらかじめ御認識いただきたい。 一方で、例えば文書による指導等の場合において、省エネ法に基づく個人情報を省エネ法上の指導等以外に用いることは考えていない。</p>
<p>国の並行権限</p>	<p>【質問⑩】事業者との関係で二重行政とならないために、どのような対策を考えているのか。①省エネ法の中での二重行政、②省エネ法と温対条例の類似性という観点から教えていただきたい。</p>	<p>並行権限による移譲を求めている。 事業者との関係では、次の点を留意し、国との協議の上、移譲の体制を整えていく考え。 ① できる限り現状以上に事業者の負担を増やさないこと ② (ケースによって、国と県のどちらに問い合わせればよいのか等) 対応窓口の明確化</p>	<p>・省エネ法の中での二重行政 今回の権限移譲は、都道府県への包括移譲ではなく、一部業務の移譲である。権限移譲にあたって、国と都道府県との役割分担を整理すれば、二重行政にはならないと考えている。 ・省エネ法と温対条例の類似性 いずれも事業者への現地調査があるが、これをまとめて実施することになるので、むしろ事業者の負担軽減につながるものと考えている。</p>

並行権限の要件について

○ 地方分権推進委員会第1次勧告（平成8年12月20日）（抜粋）

第一章 国と地方の新しい関係

Ⅴ 国と地方公共団体の関係についての新たなルール

1 関与の基準

(2) 自治事務（仮称）に係る国の関与の類型

③ 是正措置要求、指示

* なお、自治事務（仮称）として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、国は、法律の定めるところにより、直接事務を処理することができるものとする。

○ 地方分権推進計画（平成10年5月29日）（抜粋）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の在り方

(1) 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の基準

サ 国の直接執行

自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、国は、法律の定めるところにより、直接事務を行うことができる。

○ 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会附帯決議（平成11年7月8日）（抜粋）

自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。

○ 地方分権一括法（平成11年）（抜粋）

附則

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

地方分権推進計画で示された法定受託事務のメルクマール（平成 10 年 5 月）

- 1 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務
- 2 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務
 - 国立公園内における軽微な行為許可等に関する事務
 - 国定公園内における特別地域・特別保護地区等の指定等に関する事務
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務
 - ③ 環境保全のために国が設定した環境の基準及び規制の基準を補完する事務
 - 環境基準の類型当てはめ（水質・交通騒音）に関する事務
 - 総量規制基準の設定に関する事務
 - 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、交通騒音の状況の監視に関する事務
 - ④ 信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督等に関する事務
 - ⑤ 医薬品等の製造の規制に関する事務
 - ⑥ 麻薬等の取締りに関する事務
- 3 全国単一の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務で以下に掲げるもの
 - ① 生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務
 - ② 全国単一の制度として、国が拠出を求め運営する保険及び給付金の支給等に関する事務
 - ③ 国が行う国家補償給付等に関する事務
- 4 広域にわたり国民に健康被害が生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止や医薬品等の流通の取締りに関する事務
 - ① 法定の伝染病のまん延防止に関する事務
 - ② 公衆衛生上、重大な影響を及ぼすおそれのある医薬品等の全国的な流通の取締りに関する事務
 - 医薬品等の取締りに関する事務
 - 食品等の取締りに関する事務
 - 農薬等の取締りに関する事務
- 5 精神障害者等に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務
- 6 国が行う災害救助に関する事務
- 7 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの
- 8 国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見直しが近く予定されている事務

平成 27 年 8 月 4 日

一般社団法人 セメント協会
一般社団法人 電子情報技術産業協会
一般社団法人 日本化学工業協会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本鉄鋼連盟
一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 日本ガス協会
石 油 連 盟
電 気 事 業 連 合 会
日 本 製 紙 連 合 会

省エネ法に係る国と地方の在り方について

省エネルギー小委員会取りまとめ（案）における、省エネ法に係る国と地方の在り方について、以下のとおり意見を申し述べる。

産業界は、これまで省エネ法の下、従来の事業所単位での省エネに留まらず、事業者全体で最適効率を目指す等の努力も行い、我が国におけるエネルギーの使用の合理化に寄与してきた。

こうした中、今般、論点の一つとして挙げられた省エネ法の地方への権限移譲は、以下の観点から、産業界の省エネ行動を阻害する懸念がある。

①地方自治体間でのイコールフットィングへの影響

- ・地方自治体が、仮に省エネ定期報告データに基づき、エネルギー使用量やそれと同義のCO₂排出量等の総量管理を行い、未達事業者へのペナルティ等を科した場合、それらの政策の強度の違いによって、同業他社間で競争上の問題が生じる可能性がある。
- ・仮に「事業者等が一の都道府県の区域内にあるものに限る」措置であったとしても、当該事業者の市場が一の都道府県の区域内で完結していなければ、当該区域外にある事業者との間で競争条件の不平等が生じかねない。
- ・現在の廃掃法が各自治体任せの運用によって、広域で企業活動する場合に非常に大きな障害になっていることに鑑みると、省エネ法の権限を地方に移譲した場合に、その二の舞になる懸念がある。

②全体最適への影響

- ・一の都道府県の区域内で完結しているように見える事業者であっても、実態としては複数地域にまたがって生産活動を行っている事業者の関連会社であるケースでは、当該地域に生産を集中させ増エネとなったとしても、日本国内全体では省エネとなることが想定される。
- ・特に省エネ性能が高い製品は、製造時にエネルギーを多く消費する。
したがって、製造拠点の地域では増エネとなっても、当該自治体を超えた国内外の出荷先において使用時に大きく省エネに貢献している場合がある。
- ・このように、部分最適を目指すことが必ずしも全体最適とはならない点については、十分に配慮することが必要である。

③二重行政による事業者への負荷等について

- ・今回、定期報告書は引き続き国に提出することとなっているが、現在でも条例等による二重報告の事例もあり、今回、地方に権限が委譲された場合に、更にこういった傾向に拍車がかかるのではないかと懸念される。
また、全国で均質な評価・指導等の体制整備が望まれることから、地方に権限を委譲することのメリットが見えない。

以上を踏まえると、省エネ法の地方への権限移譲には様々な懸念がある。

元来、省エネルギーは国のエネルギー政策の一つであり、国が一義的に権限と責任を有するもので、地方に権限の一部を移譲するものではないと考えられる。「省エネ」という本来の法の趣旨に照らし、これらの懸念を十分に踏まえた慎重な対応を取るべきと考える。

以上

経済産業省から地方公共団体への省エネ法に関する情報提供(案)

1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、省エネ法)の趣旨に鑑み、よりきめ細やかな省エネ施策を都道府県で実施できるような体制の整備のため、省エネ法第85条(地方公共団体の教育活動等における配慮)に基づき、省エネ法に基づく定期報告書等の情報における以下の事項を各都道府県へ情報提供を行うこととする。

(1) 都道府県内の特定事業者等の実態

① 都道府県内に本社のある特定事業者等の名称等(特定事業者等番号、特定区分、特定事業者等名、主たる事務所の所在地)

② クラス分け評価制度において、Sクラスに分類された特定事業者等の名称及び業種

③ 都道府県内の第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等の名称等(エネルギー管理指定工場等番号、指定区分、エネルギー管理指定工場等名、エネルギー管理指定工場等の所在地)

(2) 都道府県のエネルギーの消費実態

都道府県ごとのエネルギー管理指定工場等の各種エネルギーの使用量の合計(原油[GJ]、揮発油(ナフサ含む)[GJ]、灯油[GJ]、軽油[GJ]、重油[GJ]、石油アスファルト・石炭コークス[GJ]、石油ガス(液化石油ガス、石油系炭化水素ガス)[GJ]、可燃性天然ガス(液化天然ガス、その他可燃性天然ガス)[GJ]、石炭(原料炭、一般炭、無煙炭)、石炭コークス等(石炭コークス、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)[GJ]、その他の燃料[GJ]、蒸気[GJ]、温水[GJ]、冷水[GJ]、燃料及び熱小計[GJ]、電気小計[GJ]、原油換算kl)

経済産業省から地方公共団体への省エネ法に関する情報提供（案）に関する
関係自治体からの意見と対応方針

関係自治体	関係自治体からの意見	経済産業省の対応方針
九州知事会	<p>今回、提案いただいた情報提供(案)は、特定荷主及び特定輸送事業者は対象外であるものの、各都道府県内におけるエネルギー多消費事業者の実態概要を概ね把握することができるため、地方の特性に応じたきめ細やかな施策の展開に対し一定の効果が期待でき、地方における省エネの取組みに資するものとする。</p>	<p>特定輸送事業者、特定荷主については、今後検討していく。</p>
	<p>(1)の①の特定事業者等の名称等において、「業種」を追加。 (理由) 県内の特定事業者等の基本情報として、認識するため。また、(2)の「都道府県のエネルギーの消費実態」とも関連させたいため。</p>	<p>対応可能。細分類番号を情報提供するように案を修正。</p>
	<p>(1)の②のクラス分け評価制度において、Sクラスの「取組みが進んでいる事業者」だけでなく、「一般事業者」、「停滞事業者」、及び「注意を要す事業者」の「業者名称」、「業種」を追加。 (理由) 事業者の省エネへの取組み具合を把握することができるとともに、「停滞事業者」や「注意を要す事業者」に対しては、県の省エネ診断やエコ事業所応援事業への参加を働きかけ、より効果的な施策が可能となるため。</p>	<p>ご要望頂いた内容は長所と短所があり、今後検討が必要である。</p> <p>長所 ・地方自治体における充填的な教育活動、広報活動が可能となる。</p> <p>短所 ・事業者の不利益情報の開示にあたると思われる。 ・省エネ法の目的外使用にあたる可能性がある。</p>
	<p>(2)の「都道府県のエネルギーの消費実態」に係る情報提供については、内訳として「業種(ベンチマーク指標の対象業種は更に細分)」を追加。 (理由) どのような業種に省エネの課題があるのかを明確に把握することができるため。</p>	<p>対応不可。特定個社のエネルギー使用量が特定できるケースが多発すると考えられる。</p>
神奈川県	<p>都道府県から市町村への情報提供について市町村(特に指定都市)への情報提供は、市町村が実施している地球温暖化対策・省エネ施策に資することになるので、認めること。</p>	<p>法85条の執行を目的として限定するならば、都道府県から市町村への提供も可能。</p>